



2023年3月8日

各 位

会社名 株式会社アズ企画設計  
代表者名 代表取締役社長 松本 俊人  
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役管理部長 小尾 誠  
(TEL 03-5297-3500)

### 第三者割当による第3回新株予約権及び

### 第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行に関するお知らせ

当社は、2023年3月8日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第3回新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年3月24日
(2) 発行新株予約権数	2,350 個 本第3回新株予約権 1,575 個 本第4回新株予約権 775 個
(3) 発行価額	総額 3,909,450 円 (本第3回新株予約権 1 個につき 1,657 円、本第4回新株予約権 1 個につき 1,677 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	235,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本第3回新株予約権 157,500 株 本第4回新株予約権 77,500 株 本新株予約権が行使価額修正型に転換された場合の下限行使価額は いずれも 1,000 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 235,000 株です。

<p>(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)</p>	<p>401,709,450 円(差引手取金概算額:387,645,450 円) (内訳) 本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 2,609,775 円 新株予約権行使による調達額:258,300,000 円 本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,299,675 円 新株予約権行使による調達額:139,500,000 円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 本第3回新株予約権 1,640 円 本第4回新株予約権 1,800 円 本第3回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第3回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第3回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第3回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円(以下、「下限行使価額」といいます、本第3回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。  本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価</p>

	<p>額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円（下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本買受契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定される予定です。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

#### ア. 当社の企業理念及び事業内容

当社は、『空室のない元気な街を創る』を企業理念として、「アズ（AZ）」という社名の由来である「AからZまで、幅広くあらゆるニーズに対応できる会社に」をモットーに、不動産ビジネスを展開しております。

当社は、主に東京、埼玉、千葉、神奈川エリアを中心として、下記のとおり「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産管理事業」を行っております。

#### イ. 不動産販売事業

##### ① 収益不動産売買領域

入居率の低下や賃料水準の低下等が発生し、収益の改善を要する中古不動産を取得し、当社保有時にリーシング（賃貸募集活動）やリノベーション（主に間取り変更を伴う内装工事）、物件管理状況の改善等を通じて不動産としての収益改善を行い、不動産投資家へ販売しております。物件エ

リアの市場環境調査や周辺対抗物件調査、物件及び物件の管理状況の把握を行った上で、リーシングやリノベーションを含む具体的な収益改善プランを作成・実行し、賃貸ニーズに合致するような物件へと再生しております。また、開発用地を取得し、賃貸ニーズに合致するような不動産を建設・リーシングすることでバリューアップを施し、収益不動産として販売しております。これらを速やかに実行することで、販売用不動産の保有期間の短縮化を図っております。

#### ウ. 不動産賃貸事業

##### ① 不動産賃貸領域

リニューアルにより高収益が見込める中古不動産を不動産オーナーより借り上げ、施設利用者へ転貸しております。当社が不動産賃貸事業及び不動産管理事業で培ってきたリーシングやリノベーションの手法により、賃貸物件の稼働率向上や賃料水準の改善を図っております。また、所有不動産からの賃料収入や不動産販売事業において取得した販売用不動産の売却までの期間に得られる賃料収入も当領域の収益になります。

##### ② 空間再生領域

長期不稼働になっている建物や遊休地を保有する不動産所有者に対し、有効活用を提案し、不動産所有者から未利用建物又は土地を賃借し、再生利用しております。

店舗、事務所、倉庫等の不稼働の事業用建物は、造作を加えて内部を区切り、収納スペースや事業スペースとして施設利用者に提供いたします。

遊休地については、貸コンテナの設置や、コインパーキングあるいは月極駐車場、一括貸し地等として施設利用者に提供いたします。

##### ③ 宿泊事業領域

住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく住宅宿泊事業として、当社が不動産物件を賃借し、運営会社協力のもと宿泊サービスを提供する民泊施設の運営も行っております。

#### エ. 不動産管理事業

##### ① 不動産管理仲介領域

当社から不動産物件を購入した顧客や、その他の不動産所有者に対して所有不動産における建物管理及び入居者管理、賃貸借契約管理等のサービスを提供しております。また、不動産所有者と入居者の賃貸仲介を行っております。

##### ② 建築リフォーム領域

賃貸不動産物件や一般家庭に対してクリーニングや修繕工事、原状回復工事等のサービスを提供しております。

##### ③ 不動産管理付帯領域

賃貸仲介等から生じる鍵等の付帯商品販売を通じた収益や、少額短期保険の代理店手数料等を得ております。

当社の最大の強みは空室の改善力であり、今後も、不動産販売事業においては、その力を活かして収益力の落ちた投資用不動産を生まれ変わらせて不動産投資家へ再販するビジネスを深化させていき、不動産販売事業を中心として、会社全体の事業規模を拡大してまいります。また、不動産賃貸・管理事

業については、営業活動の強化と、ITを活用した管理業務の効率化により、スケール（受託戸数）の拡大も行い、空室・遊休地に対する多様なソリューションについても深化させていきます。

#### オ. 今回の資金調達について

当社は、今般の東京証券取引所による新市場区分への移行に関し、スタンダード市場において当社普通株式の上場維持を目指す方針を決定し、2021年12月14日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下、「計画書」といいます。）を開示いたしました。計画書に記載のとおり、移行基準日（2021年6月30日）時点における当社の流通株式時価総額は約4.11億円であり、スタンダード市場における上場維持基準である「流通株式時価総額10億円」を下回っております。当社は、「流通株式時価総額10億円以上」の基準を達成するため、①株価の向上（中期経営計画推進による業績向上）、②流動性の向上（資本政策の実施検討）、③その他企業価値の向上（コーポレートガバナンスの充実、SDGsへの取組み、IR・PRの拡充）の3つを基本方針として掲げ、各種取組みを進めております。特に、①株価の向上（中期経営計画推進による業績向上）を流通株式時価総額の適合に向けた主たる施策として位置付け、2022年2月期から2024年2月期までの中期経営計画を公表し、その計画に沿って実績を積み上げるよう努めております。

中期経営計画の具体的な数値と実績については、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2022年2月期 (計画)	2022年2月期 (実績)	2023年2月期 (計画)	2024年2月期 (計画)
売上高	9,491	9,592	9,367	11,892
当期純利益 又は当期純損失(△)	112	△526	477	350

- (注) 1. 2023年2月期通期業績予想につきましては、2023年2月27日付「2023年2月期通期業績予想の修正、特別利益及び繰延税金資産の計上見込みに関するお知らせ」のとおり、当初中期経営計画に掲げておりました計画数値である売上高11,105百万円、当期純利益220百万円から修正を行い、売上高9,367百万円、当期純利益477百万円となっております。したがって、上記表中の2023年2月期の計画数値は、修正後の計画数値を記載しております。
2. 2024年2月期の計画数値につきましては、2022年4月13日付「2022年2月期 決算補足説明資料」のとおり、当初中期経営計画に掲げておりました計画数値である売上高13,224百万円、当期純利益387百万円から修正を行い、売上高11,892百万円、当期純利益350百万円となっております。したがって、上記表中の2024年2月期の計画数値は、修正後の計画数値を記載しております。
3. M&A又は戦略的提携については、現時点では不確実であるため、上記中期経営計画における計画数値には織り込んでおりません。
4. 2022年11月30日付「資産の譲渡に関するお知らせ」のとおり、当社は資産の譲渡について決議を行っております。当該譲渡の実行（物件引渡し）及び譲渡益454百万円の会計計

上は2024年2月期に予定しておりますが、当該譲渡の影響を含めた2024年2月期の計画数値については現在精査中です。そのため、上記表中の2024年2月期の計画数値につきましては、当該譲渡益454百万円の計上は織り込まれていない数値となっており、2022年4月13日付「2022年2月期 決算補足説明資料」における修正後の計画数値を記載しております。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には適時適切に開示いたします。

#### (将来に関する記述等についての注意点)

上記に記載されている計画数値等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

上記の中期経営計画の達成に向けて、当社では、不動産販売事業を中心に、これまで取り組んできた営業戦略への取組みを加速させ、以下のような取組みを行っております。

#### 1) 取扱物件の大型化

当社においては、以前は3億円以下の収益不動産の仕入販売を中心に行ってまいりましたが、販売ターゲットとなる不動産投資家層の拡大のため、取扱いの中心を3億円以上のレジデンスにすると同時に、10～20億円規模の収益不動産の取扱いを拡充しております。

#### 2) 利益管理の見直し

当社における2021年2月期の売上高総利益率は約10.7%と低く、利益率を向上させるための取組みが十分とはいえない状況であったため、投資基準の変更や徹底的にバリューアップにこだわることにより、利益率の向上に努めております。このような取組みの結果、2022年2月期の売上高総利益率は約11.6%に改善いたしました。一方で、同業他社の売上高総利益率は、当社調べによれば約16%以上となっており、当該水準と比較すると当社の売上高総利益率についてはさらに改善できる余地があると考えられることから、引き続き利益管理の見直しを行い、利益率の向上に努めてまいります。

#### 3) 取扱商品の多様化

不動産販売事業では、商品・販売網を多様化させる目的で、新しいスキームの事業を展開していきます。

##### ア) 不動産開発事業への取組み

開発用地を当社で購入して建物を建設し、リーシング(賃貸募集)等を行い収益不動産とし、販売を行います。当社のこれまでの経験から、賃貸需要の高い収益不動産を建築することができ、当社としても、半年後、1年後の売上を見込むことができます。

##### イ) プレミアムマンション事業への取組み

当社は、リノベーションの企画力やリーシングの技術等のバリューアップ、またこれらを短期間で実行できるスピード感に強みを有しております。このように当社がこれまで培ってきた強みを活かせる事業として、都心のプレミアムマンションの価値向上と空室改善により、建物や地域を活性化する新たな事業に取り組んでおります。需要が高い都心の高級感あるマンションの1区画を取得し、バリューアップ後に販売するスキームです。

また、上記のような中期経営計画の達成に向けた営業戦略に関する取組みと併せて、当社の事業成長のため、M&Aや資本業務提携等の戦略的提携にも注力してまいります。当社事業との親和性が高く事業シナジーが見込まれ、当社の中長期的成長に資する企業のM&A又は戦略的提携について積極的に検討を進めております。具体的には、当社の営業戦略の1つでもある取扱商品の多様化に資する業種として、ビル仲介・買取再販や、デベロッパー、ストック収益を見込めるビル管理会社等の不動産関連業種を中心に投資検討を進めております。

当社が今回発行する本新株予約権により調達した資金は、以上のような①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金、②M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定です。

不動産開発案件については、2021年10月から現在までに、世田谷区用賀プロジェクト、板橋区大和町プロジェクト、台東区東上野プロジェクトの合計3案件が既に進行しております。不動産開発事業においては、開発用地の取得及び建築費として1案件につき合計で数億円から数十億円の資金が必要となることから、プロジェクトを確実に遂行していくためには、金融機関からの借入を利用するとともに十分な自己資金を確保する必要があります。

また、プレミアムマンション事業についても、2021年12月に取得した新宿区二十騎町の第1号案件、2022年5月に取得した豊島区駒込の第2号案件のいずれも販売が完了しており、かかる実績をもとに、今後も每期同程度もしくはそれ以上の案件を取得・販売していく予定です。当社においては日常的に多数の案件情報を入手しており、今後、優良な不動産案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

さらに、M&A又は戦略的提携についても、当社においては日常的に多数の案件情報を入手しており、今後、当社の中長期的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

したがって、本第3回新株予約権により調達する資金は、①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金に充当し、本第4回新株予約権により調達する資金は、②M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定です。

2022年2月期における当社の業績は、売上高9,592百万円（前年同期比27.1%増）、営業利益359百万円（同721.4%増）、経常利益303百万円（前年同期は経常利益1百万円）、当期純損失526百万円（前期は当期純利益10百万円）となりました。また、2023年2月期第3四半期における当社の業績は、売上高4,287百万円（前年同四半期比21.2%増）、営業利益10百万円（前年同四半期は営業損失175百万円）、経常損失76百万円（前年同四半期は経常損失216百万円）、四半期純損失51百万円（前年同四半期は四半期純損失155百万円）となりました。

他方で、当社の自己資本比率は、2022年2月期において24.6%、2023年2月期第3四半期において9.9%となっており、さらなる自己資本の充実を図り財務基盤を強化することは、今後の成長戦略を実行していく上でも、当社における重要な財務課題の1つであると認識しております。

また、前述のとおり、当社は、スタンダード市場における上場維持基準である「流通株式時価総額 10 億円以上」を達成するために、①株価の向上（中期経営計画推進による業績向上）、②流動性の向上（資本政策の実施検討）、③その他企業価値の向上（コーポレートガバナンスの充実、SDGs への取組み、IR・PRの拡充）に取り組んでまいります。当社の試算によれば、2022 年 8 月 31 日時点における当社の流通株式比率は約 33.1%、流通株式時価総額は約 3.9 億円となっております。当社といたしましては、上記中期経営計画を確実に実行していくことにより、流通株式時価総額の上場維持基準を達成することができると考えております。現時点での発行済株式総数 957,500 株を前提とする場合、当社の試算によれば、上記中期経営計画における 2024 年 2 月期の計画値を達成した場合の流通株式時価総額は約 8.1 億円となる見込みです（但し、PER については保守的に設定し約 7 倍で算定しております）。このように現時点での発行済株式総数 957,500 株を前提とした場合、中期経営計画の実行のみでは流通株式時価総額 10 億円に達することができないおそれがあり、他の施策を併せて実施し上場維持基準達成の蓋然性を高める必要があることから、中期経営計画の実行と併せて流通株式比率の向上に資する資本政策を並行して実施していくことが上場維持基準の達成に繋がるものと考えております。当社は、中期経営計画の実行と併せて、かかる上場維持基準達成の蓋然性を高めるための具体的な施策について検討を重ねた結果、本新株予約権の発行が「流通株式時価総額 10 億円以上」の達成を目指す上で有効な手法であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。中期経営計画における 2024 年 2 月期の計画値を達成し、かつ本新株予約権が全て行使された場合には、当社の試算によれば、流通株式時価総額は約 11.3 億円となり、上場維持基準を達成する見込みです。また、今般の資金使途である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業は、当社の中期経営計画において極めて重要な取組みとなっており、中期経営計画を確実に実行するためには、そのために必要な資金を確保しておく必要があります。したがって、当社といたしましては、中期経営計画を確実に実行し、その上で上場維持基準を達成するためには、本第三者割当が必要不可欠であると判断いたしました。なお、上記のとおり中期経営計画における 2024 年 2 月期の計画値を達成し、かつ本新株予約権が全て行使された場合には、上場維持基準を達成することができる見込みであるものの、計画未達の可能性や市場環境の変動等により本新株予約権の行使が想定どおりに進まない可能性等をも考慮に入れた上で、本新株予約権の行使期間は 3 年間に設定しております。

なお、後記「(2)資金調達方法の概要」に記載のとおり、今回発行する本第 3 回新株予約権及び本第 4 回新株予約権については、行使価額をそれぞれ 1,640 円と 1,800 円の 2 段階に設定しております。本第 3 回新株予約権については、行使価額を本発行決議日の前取引日の終値である 1,640 円に設定しているため、現状の株価水準以上を維持する局面において権利行使が進み、流通株式比率及び流通株式時価総額の向上に一定程度寄与することが期待できます。本第 4 回新株予約権については、行使価額を現状の株価水準よりも高い 1,800 円に設定していることから、当社株価が 1,800 円を超える局面において権利行使が進み、このように当社株価が 1,800 円の水準に達する局面においては、「流通株式時価総額 10 億円以上」の基準を達成することができるものと考えております。当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基準とすると、当社株価が 1,640 円を超えて本第 3 回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式比率は約 42.6%、流通株式時価総額は約 7.7 億円となる見込みです。また、当社株価が 1,800 円を超えて本第 4 回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式比率は約 46.3%、流通株式時価総額は約 9.9 億円となる見込みです。本スキームによっても、当社株価や市場の動向等により本新株予約権が十分に行使されない可能性はありますが、当社が



「流通株式時価総額 10 億円以上」の上場維持基準を達成し、今後さらなる企業価値の向上を目指していくためには、本新株予約権の発行が必要かつ有効な手段であり、かつ本スキームが適切であるものと判断いたしました。

以上のとおり、今後の当社の成長戦略である①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業の推進及び②M&A又は戦略的提携を実行していくため、十分な自己資本を確保し財務基盤を強化するとともに、スタンダード市場における上場維持基準の達成とさらなる企業価値の向上を図ることを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、以下のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

- ① 対象株式数を 157,500 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 1,640 円に当初固定されている本第 3 回新株予約権
- ② 対象株式数を 77,500 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 1,800 円に当初固定されている本第 4 回新株予約権

なお、本新株予約権の行使期間は、いずれも 2023 年 3 月 27 日から 2026 年 3 月 27 日までです（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします）。また、本新株予約権はいずれも、行使期間中、当社取締役会の判断で行使価額修正型の新株予約権に仕組みを変更することができます。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第 3 回新株予約権の行使価額は 1,640 円（本発行決議の前取引日の終値）、本第 4 回新株予約権の行使価額は 1,800 円（本発行決議の前取引日の終値 1,640 円の 109.8%）に固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

但し、本第 3 回新株予約権及び本第 4 回新株予約権のいずれも、行使価額修正型への転換権が当社に付与されており、当社は、資金調達のため必要と判断する場合には、当社取締役会の決議により、上記転換権を行使し行使価額の修正を行うことができます。上記転換権の行使を決議した場合には、適時適切に開示いたします。当社が「資金調達のため必要と判断する場合」とは、具体的には、以下の(i)(ii)の場合を想定しております。

- (i) 当該時点における当社株価が下限行使価額（1,000 円）を超えているものの行使価額（本第 3 回新株予約権は 1,640 円、本第 4 回新株予約権は 1,800 円）に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合
- (ii) 当該時点における株価が行使価額（本第 3 回新株予約権は 1,640 円、本第 4 回新株予約権は 1,800 円）を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると合理的に判断する場合

本第 3 回新株予約権及び本第 4 回新株予約権の行使価額は、上記のとおりそれぞれ 1,640 円と 1,800 円に固定されておりますが、当社が取締役会決議により上記転換権を行使した場合には、各修正日の前取

引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。上記転換権行使後の下限行使価額は、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権のいずれも1,000円となります。このように本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権については、当初行使価額を現在の株価水準と同等又はそれよりも上方に設定する一方で、行使価額修正型への転換権を当社が保有することで、当社株価が行使価額を下回って推移している状態であっても、資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合に緊急又は機動的な資金需要への対応が可能な設計としております。このように資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合には、状況に応じて金融機関からの借入金又は手元資金での資金手当てについても検討する予定ですが、併せて本新株予約権について行使価額修正型への転換権を行使することにより比較的スピーディに資金を調達することができることから、このような手段を確保しておくことは、緊急の資金需要に対する資金調達方法として適切であると考えております。

上記「(1)募集の目的 オ. 今回の資金調達について」においても述べましたとおり、当社は、スタンダード市場における上場維持基準である「流通株式時価総額10億円以上」を達成するために、①株価の向上（中期経営計画推進による業績向上）、②流動性の向上（資本政策の実施検討）、③その他企業価値の向上（コーポレートガバナンスの充実、SDGsへの取組み、IR・PRの拡充）に取り組んでまいります。今回発行する本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権については、行使価額をそれぞれ1,640円と1,800円の2段階に設定しております。本第3回新株予約権については、行使価額を本発行決議日の前取引日の終値である1,640円に設定しているため、現状の株価水準以上を維持する局面において権利行使が進み、流通株式比率及び流通株式時価総額の向上に一定程度寄与することが期待できます。本第4回新株予約権については、行使価額を現状の株価水準よりも高い1,800円に設定していることから、当社株価が1,800円を超える局面において権利行使が進み、このように当社株価が1,800円の水準に達する局面においては、「流通株式時価総額10億円以上」の基準を達成することができるものと考えております。当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基準とすると、当社株価が1,640円を超えて本第3回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式比率は約42.6%、流通株式時価総額は約7.7億円となる見込みです。また、当社株価が1,800円を超えて本第4回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式比率は約46.3%、流通株式時価総額は約9.9億円となる見込みです。このような理由から、当社は、「流通株式時価総額10億円以上」の基準を達成するため、今後3年間において当社が維持すべき最低限の株価水準の目安を1,640円、目標株価水準を1,800円に設定してかかる目標株価水準の達成に努めることとし、それに合わせて本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の行使価額をそれぞれ1,640円・1,800円に設定いたしました。

以上のとおり、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権は当初行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権となっております。このように行使価額の異なる2種類の新株予約権を発行する理由といたしましては、これらのスキームが、当社の資金需要や現状の流動性等を勘案した上で、当社の資金需要及びスタンダード市場の上場維持基準の1つである「流通株式時価総額10億円以上」を満たすために効果的な資本政策スキームであると当社において判断したためです。すなわち、上記「(1)募集の目的 オ. 今回の資金調達について」にも記載のとおり、本第3回新株予約権は、現在進行中又は取得検討中の①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金に充当する予定

であることから、足元又は近い時期における資金需要に対応しつつ、今後3年間で当社が維持すべき最低限の株価水準の目安を1,640円（本発行決議日の前取引日の終値）としていることに鑑み、本第3回新株予約権の行使価額を1,640円に設定することにより、株式価値の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することが可能な仕組みとなっております。また、本第4回新株予約権は、②M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定であり、将来の資金需要に対応するためのものですが、当社のさらなる業績向上及び中長期的な成長のために必要不可欠な資金であること、及び、当社における今後3年間の目標株価水準を1,800円としていることに鑑み、本第4回新株予約権の行使価額を1,800円に設定することにより、当社の業績向上に伴って当社株価が実際に1,800円を超えて上昇したタイミングにおいて、株式価値の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することが可能な仕組みとなっております。

なお、本第4回新株予約権における1,800円の行使価額の算定については、中期経営計画において定める2023年2月期以降の当期純利益及び当社内部の経営指標として定める想定EPS・PER等を考慮し算出しております。当社は、中期経営計画に基づく成長戦略を確実に実行していくことにより、当社の業績向上に伴って当社の企業価値が高まり、当社株価も持続的・安定的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。かかる当社の子予測と過去の株価推移等を考慮し、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の行使価額を1,640円と1,800円の2段階に設定いたしました。

### （3）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

#### [本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

##### ① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される235,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

##### ② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少リスクの軽減

本新株予約権は現在株価と同等又はそれよりも高い水準で行使価額が設定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定していることから、当社株価が行使価額を下回る局面においては、原則として本新株予約権の行使が行われません。また、当社が行使価額修正型への転換権を行使した場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがって、当社株価が行使価額又は下限行使価額を下回って推移する局面においても、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクに歯

止めが掛かる設計となっております。

③ 株価上昇時における資金調達額の増加の可能性

本新株予約権は、それぞれ行使価額が1,640円・1,800円に固定されておりますが、当社取締役会決議により行使価額修正型に転換することができるため、株価が1,640円・1,800円を大きく上回って推移する局面においては、上記転換権を行使することにより資金調達額が増額される可能性があります。

④ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

⑤ 取得条項

本新株予約権は、(i)本第3回新株予約権については2024年3月27日以降、(ii)本第4回新株予約権については本第3回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、当社取締役会で定める取得日の15取引日前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑥ 不行使期間

本買受契約において、当社は、本新株予約権に係る行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下、「不行使期間」といいます。）を、割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面で通知することにより最大4回設定することができます。1回当たりの不行使期間は10連続取引日以下とし、各不行使期間の間隔は少なくとも5取引日空けるものとし、これにより、当社は、株価動向等を考慮した上で、本新株予約権の行使による希薄化を一定程度コントロールすることが可能となります。なお、当社が割当予定先に対して不行使期間を設定する旨の通知を行った場合には、その都度、適時適切に開示いたします。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買受契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、本買受契約により、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数に対する割合にして5%を超える当社普通株式を一度に市場外取引によって第三者に譲渡することはできません。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される235,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じ

た金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、各回号の行使価額を現状の株価と同等又はそれよりも高い水準に設定しており、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではありません。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると、実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が行使価額を下回って推移する場合又は当社が行使価額修正型への転換権を行使したものの株価が下限行使価額を下回る場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

④ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性

株価低迷時において当社が行使価額修正型への転換権を行使した場合、実際の調達金額が当初予定していた調達金額を下回る可能性があります。

⑤ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑥ 取得請求

本買受契約には、割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、割当予定先は、当社に対し、当社による取得日の5取引日前までに通知することにより、本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、かかる請求があった場合、当該本新株予約権を発行価額と同額で取得するものとします。この場合、割当予定先は、本新株予約権の移転に係る記録が取得日になされるように、機構関連諸規則及び振替法に従い、かかる記録のために割当予定先が執るべき手続を行うものとします。本新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑦ 一定の場合におけるエクイティ性証券の発行の制限

本買受契約において、当社は、本契約締結日以降、1) 本新株予約権の全数が行使された日、2) 当社が取得又は買入れした日、3) 行使期間の末日、又は4) 本買受契約が解約された日のいずれか先に到来する日から6か月後までの間、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権等を第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。）しようとする場合には、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について引受け又は購入する意図があるかどうか、又は同等以上の条件を提案する意向があるかを優先的に確認しなければならないこととされており、また、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、当社普通株式及びこれを取得する権利又は義務が付された有価証券を発行してはならないこととされているため、追加の資金調達方法については一定

の制約を受けることとなります。但し、ア) 当社、当社子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、イ) 株式分割又は株式無償割当てに伴う株式交付、ウ) 吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う株式交付、エ) 新株予約権若しくは転換予約権の行使又は強制転換・一斉転換による場合、オ) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携や導出入契約（ライセンス契約）に伴う提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの有価証券を発行する場合（本買受契約締結日前にかかる態様での証券の発行により当社の株主となっていた者につき、本新株予約権の行使によって持株比率の希釈化が生じることを防止する目的で証券を追加発行する場合を含みます。また、当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者ではなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）等の一定の場合を除きます。

#### ⑧ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

#### ⑨ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

### [他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

#### 1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上も困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

#### 2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

#### 4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることか

ら、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 6) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフアリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

#### 7) 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的 low コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達については今後も引き続き検討対象となり得るものの、当社の中期経営計画に基づく成長投資を確実に実行していくためには、当社の中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがって、今回の資金使途について全面的に負債調達によることは資本調達手法として適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、(i)本第3回新株予約権については2024年3月27日以降、(ii)本第4回新株予約権については本第3回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の15取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
401,709,450	14,064,000	387,645,450

(注) 1. 払込金額の総額は、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の発行価額の総額(3,909,450円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(397,800,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第3回新株予約権	2,609,775円	258,300,000円
本第4回新株予約権	1,299,675円	139,500,000円
合計	3,909,450円	397,800,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー(11,934千円)、新株予約権公正価値算定費用(1,500千円)、有価証券届出書作成費用その他(630千円)です。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買い取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権発行による上記差引手取概算額 387,645,450 円については、①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金、②M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
I 本第3回新株予約権 当社新規事業である不動産開発事業 及びプレミアムマンション事業用資金	251	2023年3月から2026年3月
II 本第4回新株予約権 M&A又は戦略的提携関連資金	136	2023年3月から2026年3月
合計	387	

- (注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。



## I 本第3回新株予約権について

当社は、中期経営計画の達成に向けて営業戦略への取組みを加速させており、商品構成のさらなる充実を図るため、当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業に注力しております。本第3回新株予約権による調達資金は、①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

### (i) 不動産開発事業用資金 171百万円

不動産開発事業においては、開発用地を当社で購入して建物を建設し、リーシング（賃貸募集）等を行い収益不動産とし、販売を行います。当社のこれまでの経験から、賃貸需要の高い収益不動産を建築することができ、当社としても、半年後、1年後の売上を見込むことができます。

2021年10月から現在までに、世田谷区用賀プロジェクト、板橋区大和町プロジェクト、台東区東上野プロジェクトの合計3案件が既に進行しております。不動産開発事業においては、開発用地の取得及び建築費として1案件につき合計で数億円から数十億円の資金が必要となるところ、現在、当社の金融機関からの借入余力は問題なく、必要となる当該資金の大部分については金融機関からの借入により賄う予定であります。一方で、当社の総資産額に占める有利子負債の比率は2022年2月期末時点において62.2%、2023年2月期第3四半期末時点において83.5%と高くなっており、当社の将来の財務リスク軽減のためには、可能な限り資本バッファーを構築し有利子負債の余力を残しておく必要があります。また、今般の資金使途が当社の中長期的成長のための投資であるという観点に鑑みると、資本金を一部活用することが望ましいと考えられます。したがって、本資金使途について必要となる資金の多くは金融機関からの借入を利用する予定ですが、一部については資本金をも組み合わせて資金手当てを行う方針であります。本第3回新株予約権による調達資金のうち171百万円を、現在進行中の上記3プロジェクトのための建築費に充当する予定です。

### (ii) プレミアムマンション事業用資金 80百万円

当社は、リノベーションの企画力やリーシングの技術等のバリューアップ、またこれらを短期間で実行できるスピード感に強みを有しております。このように当社がこれまで培ってきた強みを活かせる事業として、都心のプレミアムマンションの価値向上と空室改善により、建物や地域を活性化する新たな事業に取り組んでおります。需要が高い都心の高級感あるマンションの1区画を取得し、バリューアップ後に販売するスキームです。

2021年12月に取得した新宿区二十騎町の第1号案件、2022年5月に取得した豊島区駒込の第2号案件のいずれも販売が完了しております。かかる実績をもとに、今後も每期同程度もしくはそれ以上の案件を取得・販売していく予定です。なお、現時点において既に取得することが確定している物件はありませんが、複数の物件につき検討を順次進めており、今後、当社の中長期的成長にとって有益な物件を取得する機会を逸することなく、かつ交渉を有利に進める観点からも、予め一定の資金を確保する手立てを講じておくことは必要不可欠であると考えております。したがって、本第3回新株予約権による調達資金のうち80百万円を、物件取得費に充当する予定です。

## II 本第4回新株予約権について

当社は、中期経営計画の達成に向けた営業戦略に関する取組みと併せて、当社の事業成長のため、M&Aや資本業務提携等の戦略的提携にも注力してまいります。本第4回新株予約権による調達資金は、②M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

### (i) M&A又は戦略的提携関連資金 136百万円

当社は、当社事業との親和性が高く事業シナジーが見込まれ、当社の中長期的成長に資する企業のM&A又は戦略的提携について積極的に検討を進めております。具体的には、当社の営業戦略の1つでもある取扱商品の多様化に資する業種として、ビル仲介・買取再販や、デベロッパー、ストック収益を見込めるビル管理会社等の不動産関連業種を中心に投資検討を進めております。なお、現時点において既に確定しているM&A又は戦略的提携案件はありませんが、複数の案件につき検討を順次進めており、当社の中長期的成長にとって有益な案件に投資する機会を逸することなく、かつ交渉を有利に進める観点からも、予め一定の資金を確保する手立てを講じておくことは必要不可欠であると考えております。したがって、本第4回新株予約権による調達資金136百万円を、M&A又は戦略的提携関連資金に充当する予定です。なお、不足分は手元資金又は借入金を充当する予定であります。

また、M&A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合又は事実上決定した場合には、速やかに開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM&A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続き投資対象となる案件を精査し、M&A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金用途の変更は予定しておりません。但し、将来においてM&A又は戦略的提携に関する当社方針に変更が生じた場合など、M&A又は戦略的提携案件の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替用途として、不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金として充当する可能性があります。資金用途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に下限行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

## 4. 資金用途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由(1) 募集の目的」、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の用途は一定の

合理性を有していると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（所在地：東京都港区白金台五丁目9番5号、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2023年3月7日における当社普通株式の株価終値1,640円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）47.63%（過去3.06年間の日次株価を利用）、満期までの期間3.06年、配当利率0.0%、安全資産利率-0.01%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

価値評価にあたっては、当社は、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。また、当社に付された取得条項は、発行要項上、(i)本第3回新株予約権については2024年3月27日以降、(ii)本第4回新株予約権については本第3回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、いつでも行使することが可能な権利とされております。

なお、上記のとおり、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール（ソフトコール）であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の100%と設定する場合があります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の

全部又は一部を取得することができるかと想定しております。発動水準を 200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストを CAPM と調達金利から 10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、対象新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を 1 日当たりの平均売買出来高の約 10%で売却することと仮定しております。割当予定先は、行使期間満了日の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、当社に対し、取得日の 5 取引日前までに通知することにより、本新株予約権の発行価額と同額で残存する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第 3 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額は 1,657 円となりました。また、本第 3 回新株予約権の行使価額は、当初、1,640 円としました。次に、本第 4 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額は 1,677 円となりました。また、本第 4 回新株予約権の行使価額は、当初、1,800 円としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員 4 名全員（うち会社法上の社外取締役 4 名）から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren がかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- (ii) 当社と株式会社 Stewart McLaren との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような株式会社 Stewart McLaren に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社 Stewart McLaren が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社 Stewart McLaren 作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、

本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社から当社取締役に対して具体的な説明が行われており、かかる説明を踏まえた上で当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること

(vii) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社 Stewart McLaren が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること

(viii) 上記(vii)より株式会社 Stewart McLaren の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第3回新株予約権 157,500 株及び本第4回新株予約権 77,500 株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 235,000 株（議決権数 2,350 個）であります。2022年11月30日現在の当社発行済普通株式総数 957,500 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 9,568 個）を分母とする希薄化率は 24.54%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 24.56%）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途は①当社新規事業である不動産開発事業及びプレミアムマンション事業用資金、②M&A又は戦略的提携関連資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。また、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」において述べたとおり、当社といたしましては、今般の東京証券取引所による新市場区分への移行に関し、スタンダード市場における上場維持を目指す方針を決定し、上場維持基準の1つである「流通株式時価総額 10 億円以上」を達成するための各種取組みを進めておりますが、当社の試算によれば、2022年8月31日時点における当社の流通株式比率は約 33.1%、流通株式時価総額は約 3.9 億円となっており、当該上場維持基準を達成できておりません。当社の中期経営計画における 2024年2月期の計画値を達成し、かつ本新株予約権が全て行使された場合には、当社の試算によれば、流通株式時価総額は約 11.3 億円となり、上場維持基準を達成する見込みです。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数 235,000 株に対し、2023年3月7日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は 2,789 株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は 4,908 株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は 4,395 株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：247日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は 317 株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出

来高の 11.4%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	三田証券株式会社		
② 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 門倉 健仁		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業		
⑤ 資 本 金	500,000,000 円		
⑥ 設 立 年 月 日	1949 (昭和 24) 年 7 月 20 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,686,600 株 (2022 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	86 名 (2022 年 3 月 31 日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	三田 邦博 55.21% M&Y STARS GLOBAL PTE. LTD. 36.19%		
⑬ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決 算 期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
純 資 産	7,072,901	7,717,068	7,682,579
総 資 産	25,168,818	29,813,629	26,387,800
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	3,053.30	3,309.94	3,359.15
営 業 収 益	3,706,889	5,330,837	2,658,509

営業利益	646,094	1,097,908	178,821
経常利益	671,308	1,165,211	356,129
当期純利益	474,753	781,799	199,202
1株当たり当期純利益(円)	168.49	277.73	68.94
1株当たり配当金(円)	21.10	34.60	9.80

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、当社は、2022年4月中旬頃、資本政策等のアドバイザーに関して実績を有しているストームハーバー証券株式会社(所在地:東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長:渡邊佳史)にコンタクトを取り、東証の市場再編や資金調達等に関する情報提供及び助言をいただく中で、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。その後、2022年11月下旬頃、当社は、ストームハーバー証券株式会社より、割当予定先の紹介を受けました。当社は、ストームハーバー証券株式会社及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキームが当社の資金調達ニーズを満たすものであったこと、割当予定先のこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切であると判断いたしました。

(注) 本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買受契約を締結する予定です。

また、本買受契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、その行使価額が修正されることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項及び第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を制限するよう措置を講じる予定です(当社といたしましては、以下①～⑥の内容を割当予定先との間の本買受契約で定めるほか、当社が割当予定先による制限超過行使を行わせない義務を負っていること及び割当予定先による制限超過行使が行われないよう当社が主体的に管理すべき立場にあることを十分に認識・理解した上で、社内での周知徹底を行い、担当者を設定して随時モニタリングを行うなどの方法により、本新株予約権の行使状況を適切に管理いた





ものとしします。

なお、本新株予約権については、当社による行使価額修正型新株予約権への転換権が行使された場合に、上記制限超過行使に関する①～⑥が適用されます。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき公表する 2022 年 3 月期「業務及び財産の状況に関する説明書」により、割当予定先が当該事業年度の末日において現金及び預金 2,582,736 千円を保有していることを確認するとともに、同日以降現在までの間に割当予定先の保有財産に重大な変更がないことを割当予定先へのヒアリングにより確認し、本新株予約権の払込みに要する資金（約 3 百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約 397 百万円）の財産の存在について確実なものと判断いたしました。

#### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

#### (6) 割当予定先の実態等

割当予定先は、第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第 175 号）の登録を受けており、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に参加しております。割当予定先は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、役職員に周知徹底するとともに、これをホームページに掲載し公表しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。以上より、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

### 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前（2022 年 8 月 31 日現在）	
松本 俊人	44.91%
合同会社 ヒトプラン	20.89%
楽天証券株式会社	2.11%
赤津 知孝	2.06%
清田 貴臣	1.94%
古井 力	1.81%
西村 静夫	1.36%
新沼 吾史	0.80%
須山 隆弘	0.69%
小尾 誠	0.57%

- (注) 1. 割当前の持株比率は2022年8月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績

	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
売上高	5,509,480千円	7,544,669千円	9,592,554千円
営業利益	86,715千円	43,764千円	359,487千円
経常利益	48,731千円	1,037千円	303,761千円
当期純利益 又は当期純損失(△)	13,222千円	10,386千円	△526,674千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	13.90円	10.92円	△553.41円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり純資産	1,573.88円	1,584.92円	1,025.68円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年3月8日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 957,500株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	5,500株	0.57%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第2回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期
始 値	1,362 円	1,050 円	1,417 円
高 値	2,218 円	1,905 円	1,671 円
安 値	1,006 円	729 円	1,171 円
終 値	1,060 円	1,300 円	1,241 円

② 最近6か月間の状況

	2022年 10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
始 値	1,203 円	1,205 円	1,289 円	1,411 円	1,753 円	1,632 円
高 値	1,255 円	1,280 円	1,415 円	1,766 円	1,797 円	1,664 円
安 値	1,185 円	1,195 円	1,270 円	1,366 円	1,602 円	1,615 円
終 値	1,200 円	1,266 円	1,411 円	1,753 円	1,646 円	1,640 円

(注) 2023年3月の株価については、2023年3月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年3月7日現在
始 値	1,635 円
高 値	1,640 円
安 値	1,629 円
終 値	1,640 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙記載のとおり

以 上

## 別紙 1

### 株式会社アズ企画設計第3回新株予約権（第三者割当）

#### 発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社アズ企画設計第3回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「株式会社アズ企画設計」を指す。）

#### 2. 申込期日

2023年3月24日

#### 3. 割当日及び払込期日

2023年3月24日

#### 4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

#### 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は100株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として157,500株とする。但し、本項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第8項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第 2 号及び第 5 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第 2 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 6. 本新株予約権の総数

1,575 個

#### 7. 各本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 1,657 円

#### 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本項第 2 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1,640 円とする。但し、行使価額は第 9 項に定める修正及び第 10 項に定める調整を受ける。

#### 9. 行使価額の修正

- (1) 当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は次項に従い本新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとする。
- (2) 行使価額は、前項の効力発生日以後、第 17 項第 3 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,000 円（以下「下限行使価額」といい、第 10 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第2号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を

交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第2号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算

出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第2号の規定にかかわらず、上記第2号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第9項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第2号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額（第9項に定義する。）については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2023年3月27日から2026年3月27日までの期間とする。但し、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

当社は、2024年3月27日以降、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。なお、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数



新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

#### 15. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第19項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使

行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

## 別紙 2

### 株式会社アズ企画設計第 4 回新株予約権（第三者割当）

#### 発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社アズ企画設計第 4 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「株式会社アズ企画設計」を指す。）

#### 2. 申込期日

2023 年 3 月 24 日

#### 3. 割当日及び払込期日

2023 年 3 月 24 日

#### 4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

#### 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は 100 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 77,500 株とする。但し、本項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 8 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第 2 号及び第 5 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第 2 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 6. 本新株予約権の総数

775 個

#### 7. 各本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 1,677 円

#### 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本項第 2 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1,800 円とする。但し、行使価額は第 9 項に定める修正及び第 10 項に定める調整を受ける。

#### 9. 行使価額の修正

- (1) 当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は次項に従い本新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとする。
- (2) 行使価額は、前項の効力発生日以後、第 17 項第 3 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,000 円（以下「下限行使価額」といい、第 10 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第2号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を

交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第2号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算

出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第2号の規定にかかわらず、上記第2号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第9項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第2号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額（第9項に定義する。）については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2023年3月27日から2026年3月27日までの期間とする。但し、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権と同時に割当先に対して割り当てるために発行する新株予約権の全数が行使された日又は発行会社が取得若しくは買入れた日以降、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。なお、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するもの

とする。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第19項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価



格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上